

釜石大槌地区行政事務組合
議 会 定 例 会 議 録

令和 7 年 2 月 19 日

釜石大槌地区行政事務組合

令和7年2月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会会議録

議事日程

令和7年2月19日(水) 定例会
午後2時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議長の報告
 - 第4 管理者の報告
 - 第5 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 - 第6 議案第2号 釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第7 議案第3号 令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算
-

出席議員(10人)

1番	菊池忠彦	君
2番	工藤聡一郎	君
3番	澤山美恵子	君
4番	井筒健太郎	君
5番	阿部三平	君
6番	佐藤憲弘	君
7番	東梅守	君
8番	野田忠幸	君
9番	芳賀潤	君
10番	細田孝子	君

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

管 副 監 参 参	理 管 査	理 委	者 者 員 与 与	小 野 平 佐 平 菊	野 々 木 松 池	公 福	共 三 勝 壽 学	君 君 君 君 君
-----------------------	-------------	--------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	--------	-----------------------	-----------------------

事 消 消 消 消 釜 大 会	務 防 防 防 防 石 槌 計	局 本 本 本 本 消 防 管	長 部 部 部 部 消 防 管	兼 部 部 部 部 消 防 管	総 消 防 消 防 消 防 署 署 理	務 消 防 消 防 消 防 署 署 理	課 防 防 防 防 消 防 署 署 理	長 長 長 長 長 長 者	栃 内 宏 文 君 君 君 君 君 君 君	駒 林 博 之 正 二 俊 太 彦 薫	山 田 秀 池 林 崎 浦	貴	君 君 君 君 君 君 君
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--	--	---------------------------------	---	--	---------------------------------	---	---------------------------------

事務局職員出席者

主 総 総	幹 務 務	兼 課 課	総 庶 課	務 務 課	課 務 主	長 係 主	補 係 長	佐 長 査	畠 土 齋	山 橋 藤	拓 寛 香	也 子 織
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

午後 2 時会議を開く

○議長（細田 孝子君） 本日の出席議員は 10 人で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

欠席の届け出はありません。

只今から令和 7 年 2 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を開会いたします。

当組合議会では、議場内でのマスクの着用は個人の判断によるものといたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程により進めます。

○議長（細田 孝子君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 51 条の規定により、議長において 5 番阿部三平さん及び 8 番野田忠幸さんを指名いたします。

○議長（細田 孝子君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決しました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 3、議長の報告であります。

管理者から、本定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 件が送付されておりますのでご報告いたします。

以上で、議長の報告を終わります。

○議長（細田 孝子君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇を願います。

〔管理者小野共君登壇〕

○管理者（小野 共君） 令和 7 年 2 月、釜石大槌地区行政事務組合議会定例会の開会にあたりまして、主要な施策の取組についてご報告を申し上げます。

はじめに、し尿処理業務についてであります。令和 6 年 1 月から 12 月の搬入量は、釜石市が 1 万 1,564 kℓ、大槌町は 6,350 kℓの合わせて 1 万 7,914 kℓとなり、前年に比較し 2.9%、534 kℓの減少となりました。

近年のし尿等の搬入量は、平成 10 年の約 3 万 8,000 kℓをピークに減少を続けております。

震災後、応急仮設住宅の設置などから一時的に搬入量が増加した期間もありましたが、令和 2 年から令和 6 年の 5 年間をみますと、約 7,900 kℓと大幅な減少となっております。

今後も、下水道事業の進展などを背景に減少傾向で推移するものと捉えております。

また、汚泥再生処理センターの運転及び維持管理業務につきましては、平成 24 年度から包括的に委託して実施しており、平成 25 年度以降は 3 年毎の更新により委託しております。

5 回目の更新時期である令和 7 年度においても、9 年度までの 3 年間の業務委託とし、安定的かつ効率的な運転管理を行うとともに、併せて業務水準のモニタリングを行い、業務に対する要求水準書に定めた達成状況を評価し、効率的かつ効果的な運営を進めてまいります。

さらに、昨年基幹的設備改良事業が完了いたしまして、令和 18 年度を目標年度として汚泥再生処理センターの延命化を図ったところでありますが、令和 19 年度以降のし尿処理のあり方につ

いて検討するため、し尿処理施設等整備方針検討業務を実施いたします。

次に、消防業務についてであります。

令和6年の火災件数につきましては、広域消防体制になった平成10年以降最も少ない7件で、その内訳は釜石市7件、大槌町0件で、損害額は696万円となっております。

前年と比較しますと、火災件数が4件の減少であり、損害額は3,467万円の減少となりました。

損害額減少の要因は、建物火災が6件減少したことによるものであります。

火災種別につきましては、「建物火災」が2件、「車両火災」が1件、枯れ草やフェンスなどが燃えた「その他火災」が4件となっております。

火災件数は、近年10件前後で推移し減少傾向にありますが、再び増加に転じることのないよう、今後もより一層火災予防の啓発活動に取り組むとともに、様々な災害を想定した各種訓練を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護を担い、皆様方の期待に応えられるよう、消防機関としての役割を果たしてまいります。

また、救急業務につきましては、出場件数が2,447件で、広域消防体制になった平成10年以降最多の前年と比較し74件減少しております。その内訳は、釜石消防署が1,566件、大槌消防署が881件であります。

救急出場件数は、前年より若干減少しているものの増加傾向にありまして、増加の理由といたしましては、管轄外の医療機関への搬送及び高齢者の急病による搬送が一因と考えられます。

釜石大槌地区は、人口が減少する一方で高齢化が進んでいるため、地震や津波、局地的大雨など複雑甚大化する自然災害への対応に加えて、多様化する救急需要への対応が必要となっております。

このようなことから、引き続き、消防団をはじめとする防災関係機関と緊密な連携を図ることはもちろんのこと、迅速な出動態勢を維持しながら、適切かつ円滑な業務遂行と災害対応に努めてまいります。

令和7年度の主な事業であります。岩手県消防学校や消防大学の各種研修に職員を派遣し、知識及び技能の更なる習得を図りますとともに、救急救命九州研修所での指導救急救命士の養成など、人材の育成に努めてまいります。

女性消防職員については、これまで計画的な採用を行い、現在まで4名の女性消防職員を配置しております。

国が掲げます、消防職員に占める女性職員の割合を5%に引き上げるという目標を踏まえ、引き続き学校訪問や企業説明会などの機会を活用しながら、女性消防職員の採用に積極的に取り組んでまいります。

また、職員一人ひとりのキャリアビジョンやライフイベントなどを支援することで、男女ともに働きやすい環境づくりと組織の活性化を図りながら、住民や要支援者に寄り添った柔軟な対応力の向上・育成に努めてまいります。

さらに、当組合を含む県内10消防本部が連携し取り組んでおります「いわて消防指令センター」については、昨年10月から本格的な整備工事が開始されております。令和7年度事業費といたしまして、「いわて消防指令センター総合整備事業負担金」や、消防救急デジタル無線の更新など、令和8年度からの運用を目指した取り組みを、関係機関との連携を密にしながら進めてまいります。

今後も、複雑多様化する消防需要に対し、職員の災害対応能力の向上を図り、消防機関としての役割を果たしてまいりますので、議員各位、市民並びに町民の皆様におかれましては、引き続き、ご指導とご協力を賜りたいと存じます。

本日の定例会には、条例の改正2件及び令和7年度予算の合わせて3件の議案を提案させていただきます。

よろしくご審議のうえご賛同賜りますようお願いを申し上げます。管理者報告といたします。

○議長（細田 孝子君） 以上で、管理者の報告を終わります。

○議長（細田 孝子君） 日程第5、議案第1号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例から日程第7議案第3号令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算

までの3件を一括議題といたします。

只今、一括議題に供されました各議案につきましては一括して当局の説明を求め、審議は1件ごとにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(細田 孝子君) ご異議がありませんので、只今議題に供されました各議案について順次当局の説明を求めます。
事務局長。

[事務局長 栃内宏文君登壇]

- 事務局長(栃内 宏文君) 只今議題に供されました、議案第1号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例から、議案第3号令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算の議案3件について順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページから3ページをご覧ください。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、施行期日につきましては、政令で定められております令和7年6月1日にしようとするものです。

次に、議案第2号釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の4ページから11ページをご覧ください。

この条例は、釜石市の関係条例の例によることとされている、釜石大槌地区行政事務組合職員の給与について岩手県人事委員会の勧告を参考として現行の号給を整理、縮小しようとするもので地方自治法第292条において準用する、同法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

なお施行期日につきましては、令和7年4月1日にしようとするものです。

次に議案第3号令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算についてご説明申し上げます。

別冊となっております令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算書の1ページをご覧ください。

本予算案は、予算の総額を歳入歳出とも22億3,344万6,000円と定めようとするもので、令和6年度当初予算と比較して37.9%、6億1,412万4,000円の増額となっております。

歳入歳出予算の主な内容は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算のとおりです。

次に予算の事項別明細についてご説明いたします。

まず歳入ですが、令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算に関する説明書の3ページから5ページまでを順次ご覧ください。

第1款分担金及び負担金は、分担金につきましては、前年度と比較して27.1%、4億3,493万7,000円増の、20億3,860万2,000円で、釜石市から13億7,099万9,000円、大槌町からは6億6,760万3,000円を分担いただくものです。

また本年度は、負担金として釜石市及び大槌町消防団分の消防救急デジタル化整備事業費を、1億7,905万2,000円を負担いただくものとなっております、分担金及び負担金全体で予算の99.3%を占めることとなっております。

第2款使用料及び手数料は、し尿投入手数料と危険物施設検査事務手数料で、前年度より0.5%、2万3,000円減の428万円。

第5款財産収入は、財政調整基金の預金利子収入で8,000円。

第8款繰越金は、前年度と同額の200万円。

第9款諸収入は、預金利子のほか岩手県派遣職員人件費負担金、水門陸開遠隔制御所電気料などの雑入で、前年度より1.6%、15万4,000円増の950万4,000円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

6ページから17ページを順次ご覧願います。

6ページ、第1款議会費は、前年度と比較して244.3%、47万4,000円増の66万8,000円で、増額の理由は、議員先進地視察研修事業の皆増によるものです。

6ページから8ページまでの第2款総務費は、前年度と比較して4.3%、186万2,000円増の4,499万円となっております。

8ページと9ページ、第4款衛生費は、前年度と比較して42.3%、8,086万7千円増の2億7,208万1,000円で、増額の理由は汚泥再生処理センター包括的運転管理委託料の増によるものです。

9ページから16ページまでの第5款消防費は、前年度と比較して39%、5億2,647万3,000円増の18億7,642万1,000円で、主な事業といたしまして、14ページ指令業務事業費の移動局無線装置購入費や、いわて消防通信指令センター総合整備事業負担金などを計上しております。

16ページの第6款公債費は、前年度と比較して13.1%、444万8,000円増の3,828万6,000円となっております。

17ページ、第8款予備費は前年度と同額の100万円となっております。

以上、議案第3号令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

○議長（細田 孝子君） 日程第5議案第1号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上で、質疑を終わります。
これより議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（細田 孝子君） 日程第6議案第2号釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上で、質疑を終わります。
これより議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（細田 孝子君） 日程第7議案第3号令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

審議の方法は、第1条歳入歳出予算は、歳入を一括、歳出は款ごとに、続いて第2条一時借入金、第3条歳出予算の流用をご審議願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。

○議長（細田 孝子君） これより、歳入の審議に入ります。歳入の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、歳入の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 次に、歳出の審議に入ります。第1款、議会費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第1款、議会費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第2款、総務費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第2款、総務費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第4款、衛生費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 6番、佐藤憲弘さん。

○6番（佐藤 憲弘君） はい、予算書の9ページなんですけども、し尿処理施設等整備方針検討業務委託料798万6,000円について質問いたします。

この事業は将来的にし尿処理施設更新時にかかる経費を見据え、下水道を利用し甲子町にある釜石・大槌汚泥再生処理センターから、大平町にある下水処理場に集約することの検討や、下水処理場の更新時にし尿処理に関する受入れ体制の構築等の検討をするといった認識ですが、下水処理場に集約した場合、削減が見込まれる金額を把握しておりましたら教えてください。

○議長（細田 孝子君） 事務局長。

○事務局長（栃内 宏文君） 只今のご質問にお答えいたします。

し尿処理施設等整備方針検討業務委託料に関しましては、し尿処理センターに関しましては、今年度まで行った基幹的設備改良工事が終わりました、設備的には61.3%が更新されました。

設備の延命化に関しましては、令和18年度まで延命化しております。

今回の検討業務で計上した委託料に関しましては、令和19年度以降のし尿処理センターを今後どうするのかという3つのパターンを考えております。

パターンの的には、今の松倉の処理センターを全体的に改良するのか、今回と同じように一部改良するのか、市の下水処理場に汚泥再生処理センターを統合して大平で処理するのかという、3つのパターンの金額的などころを弾きまして、令和19年度以降に先ほど申し上げた工事をするのか統合するのか今後の検討をしていきたいと考えております。

金額的などころについては、この業務が終了後に皆様にご報告したいと思います。

○議長（細田 孝子君） 6番、佐藤憲弘さん。

○6 番（佐藤 憲弘君） ご説明ありがとうございます。

東日本大震災当時に下水処理場が使用できなかった時に、釜石・大槌地区汚泥再生処理センターが稼働したことで大きな混乱を避けることができました。

大平町にある下水処理場に仮に集約された場合、有事の際に同様の懸念材料となります。仮に集約した場合、汚泥再生処理センターは有事に備え休止状態にする検討も必要と考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（細田 孝子君） 事務局長。

○事務局長（柄内 宏文君） 只今のご質問にお答えいたします。

検討業務の結果、大平の方に集約した場合に、災害があった場合どうするのかというご質問だったと思います。

今回の検討業務に関しましては、先ほど金額的なところを弾くのご回答を申し上げましたが、検討業務の中には災害時のリスクも含めて検討の内容に入っていますので、その結果を見て判断したいと思っております。

○議長（細田 孝子君） 他にありませんか。第4款、衛生費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第5款、消防費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 1番、菊池忠彦さん。

○1番（菊池 忠彦君） はい。消防費全般のところは何いいますけども、令和6年度が高規格救急自動車、その前がはしご車とここ数年消防車両の更新が進んできましたけども、令和7年度の予算には計画が無いと思われませんが、これは対象車両が無いという認識でよろしいでしょうか。

○議長（細田 孝子君） 総務課長。

○総務課長（藤原 秀二君） 議員のご質問にお答えいたします。

車両の更新は計画的に行っており、来年度も更新の計画はございました。

当初予算には要望はしておりましたが、先送りになったものでございます。

○議長（細田 孝子君） 1番、菊池忠彦さん。

○1番（菊池 忠彦君） 先送りになったということは、対象車両があっても先送りになったということだと思うのですが、その場合、万が一、救急自動車であれば患者さんの命に仮に間に合わなかったであるとか、災害現場に車両の老朽化のために途中で故障があって、更新しなかったことで何かしらのミスがあった場合、私は非常に重大な事だと思いますが、その辺のご認識はどのようにお持ちですか。

○議長（細田 孝子君） 総務課長。

○総務課長（藤原 秀二君） 議員のご質問にお答えいたします。

来年度更新予定の車両というのは、実は緊急車両ではありますが広報車というもので、災害時に人員配送をしたり、現在こういう所でこういう災害がありますという様な広報に使う車両となっております。

従いまして、救急車やポンプ車とは意味合いが違うということもあります。

さらに、更新計画というのは、20年を一つの更新の時期とみて、走行距離も勘案して作っているものであります。

来年度これが更新の計画になった要因としては、震災後 10 数台まとめて更新になり、更新計画にのって整備をしていくと一度の年度に固まってしまうため、使用の頻度や目的を勘案して車両の更新時期をずらしていたものであります。

広報車はその計画としては余裕があるのですが、均等化を図るためにずらして計画していたものでありますので、来年度これが更新にならなくても、議員が心配していることにはならないと判断しております。

○議長（細田 孝子君） 1 番、菊池忠彦さん。

○1 番(菊池 忠彦君) はい、分かりました。

とりあえず、令和 7 年度に更新しなくても危険なことはないと理解しました。

車両の更新は言うまでもなく、住民の安全や命を守ることに直結するものだと認識しておりますので、消防活動の質を上げるということであるとか、災害活動に安全かつ迅速に対応するためにも、時期が来たら速やかに計画を立てて、基準に沿ってしっかりと更新していただきたいと思っております。

これに関して管理者何かご見解があればお聞きしたいのですが。

○議長（細田 孝子君） 管理者。

○管理者（小野 共君） はい、只今の質問に答えさせていただきます。

議員のご指摘のとおりなんだろうと思っております。

今の答弁のとおり、救急車両の更新の時期ではないということで、広報車両であったということでありました。

答弁のとおり、発災時に一度に車両を更新してしまったということですが、広報車両といえども、様々な事故等の可能性もあることです。できるだけ定期的に、新年度では更新がなくても翌年度、翌々年度に計画的に更新をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（細田 孝子君） 他にありませんでしょうか。第 5 款、消防費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第 6 款、公債費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第 6 款、公債費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第 8 款、予備費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第 8 款、予備費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 以上で歳出の質疑を終わり、第 1 条の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第 2 条、一時借入金の質疑を許します。の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上で、第 2 条の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第 3 条、歳出予算の流用の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上で、第 3 条の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） これより 議案第 3 号を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田 孝子君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(細田 孝子君) 以上をもって、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、本日の会議を閉じ、令和7年2月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を閉
会いたします。
お疲れさまでした。

午後2時35分閉会

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長 細田 孝子

議会議員 阿部 三平

議会議員 野田 忠幸